

月報

1986 10 月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1986年10月号)

在星日系企業の現勢について	(ジェトロ・シンガポール) 高士 宗朗.....	1
当面のシンガポールの経済運営 リー・シェンロン通産大臣代行に聞く		9
新しい優遇税制の概要 OHQ, 投資控除緩和措置及びカウンター貿易について (公認会計士) ... 池上 玄.....		15
会員紹介	(株式会社高島屋)	23
理事会の動き		24
9月の主な経済記事		28
広報欄		37
資料案内		39
編集後記		41

在星日系企業の現勢について

ジェットロ・シンガポール

高士 宗朗

まず表1をご覧ください。これは昨85年8月から10月にかけて、ジェットロが社団法人・日本シンガポール協会と共同で行った在星日系企業に関するアンケート調査の結果をまとめたもので、業種別・進出年次別に在星日系企業の現勢力をとらえたものです。

表1：業種別・進出年次別にみた在星日系企業数推移

製造業												非製造業												
年次	食料	繊維	木材	石化	鉄非	機械	電機	輸送	他	駐在	小計	漁水	鉱業	建設	貿易	金保	S E	運倉	不動	他	小計	合計		
65 以前				2	1					2	5			2	8	3		3		3	19	24		
65															2					1	3	3		
66							1				1			1	1				1		3	4		
68					1		2		2		5											5		
69	1		1			1					3			1	1		1				3	6		
70	1			1				1	2	2	7			1	2		1	1		3	8	15		
71				1		1	2			1	5			3	7	1	2	3			16	21		
72	1				1	1	11	1	2	2	19			4	3	1	1	1		2	11	30		
73					2	2	6	2	1	1	14			5	8	3	3	2	2	3	26	40		
74	1		1	1	1		5		2	2	13			6	4	1	3	1			15	28		
75							2		2	1	5			2	11		4	3		2	22	27		
76					1	4	4			5	14			1	4	2	2	1			10	24		
77	1		1	3	1		5		5	3	19			1	13	1	4	2		1	22	41		
78	1	1	1	1	3	1	19		3	2	32	1		5	10	2	3	2		1	24	56		
79				3	4	1	6		10	3	27	1		9	13	2	7	3	1	4	40	67		
80	1			3		3	3			2	12			4	18	7	7	7	1	3	47	59		
81				2	2	2	1		3	3	13	1	1		8	7	2	7	1	2	29	42		
82	2			2		1	3		3	7	18			8	7		5	6		5	31	49		
83	1				1	1				3	6			7	8	5	6	10		1	37	43		
84	1			1		2			2	8	14			6	10	3	6	6		7	38	52		
85				2						1	3				3	3	3				9	12		
小計	11	1	4	20	17	20	70	4	37	46	230	3	1	60	134	40	60	55	6	35	394	624		
無答					2		1		2	4	9			1	2			1		3	7	16		
合計	11	1	4	22	20	20	71	4	39	52	244	3	1	63	144	43	60	59	6	41	420	664		

<注> SE=その他サービス業

本表では在星日系企業の総数が664と出ておりますが、アンケート調査という手法の持つ限界や「日系企業」の定義付けに伴う問題などもあって、現在シンガポールに存在する日系企業が664である、と言い切ってしまうにはいささか問題なきにしもあらずの感があります。実際には

700を越す企業が何らかの進出形態でもってシンガポールに存在しているものと私どもでは見ておりますが、少なくともこれだけの日系企業がシンガポールに存在することを確認でき、かつまた個々の日系企業に関して様々なデータを収集することができたということで、今回のアンケート調査は大変意義深い調査であったと考えています。

そこで本月報の紙面をお借りし、調査結果の一端を在星日系企業関係者の皆様にご報告申し上げたいと存じます。

〈企業数で優位に立つ非製造業〉

さて表1ですが、ここからは日系企業総数の他、日系企業進出のピークが79年(67社)であったこと、しかし80年代に入ってからずっと50社前後の進出がみられることがわかります(85年については調査時点までの数字しか入っていません)。次に製造業種・非製造業種別企業数では、全体で1:1.7の割合で非製造業種が優位に立っておりますが、80年代に入ってから、いっそうこの傾向が強まってきていることが読みとれます。さらに製造業種企業の中では、駐在員事務所の比率が徐々に高まってきており、最近、特に80年代に入ってから在星日系企業が、この地を製造拠点としてよりも情報収集拠点ないしは東南アジア地域の調整センターを志向して設立される傾向を見せ始めていることを窺わせています。

業種別にさらに細かく見ていくと、製造業種では電子・電気機器(70社)、駐在員事務所(46社)、その他製造業(37社)、機械(20社)、石油・化学(20社)といったところが多く、非製造業種では貿易・商業(134社)、建設(60社)、サービス業(60社)、運輸・倉庫(55社)などが大どころとなっています。全体として製造業種では駐在員事務所を除き、80年代に入ってから進出のペースがスロウ・ダウンしてきているのに対し、非製造業では横バイもしくは若干増勢基調となっております。

〈情報・調整センターとしてのシンガポール〉

こうした在星日系進出企業にみられる非製造業種優位の基調、ないし

は情報・調整センター志向型の増勢は、今後も８０年代半を通じて続くものと見られます。ただ、昨８５年秋以降の円高を反映して、わが国の製造業界、とりわけ電子・電気や機械などの業種では、改めて東南アジア地域を生産拠点ないしは部品供給基地として見直そうとの気運が強まってきている、これは事実としてあると思います。こうした気運を受けて、実際に、すでにシンガポールにある生産拠点の拡充に手をつけた例、あるいは全く新規の生産拠点を東南アジア地域に築く際の有力候補地としてシンガポールを考えているメーカーの例など、多く見聞する機会があります。しかし、わが国製造業界で輸出比率の高い企業が新たに生産拠点を海外に築く際には、それを巨大マーケットの中、すなわち米国・西欧諸国内に求めようとする傾向が最近、特に８０年代に入ってから基調になりつつあり、円高局面にあっても、この基調を覆すことは困難でしょう。また７９年以降、シンガポール政府のとった高賃金政策により、すでにシンガポールに生産拠点を持っていた日系企業がタイ、マレーシアなどの周辺諸国に生産拠点を移し変えるという動きがありましたし、新たに東南アジア地域に生産拠点を持とうと計画していたわが国企業がシンガポールを回避した例もあったと考えられます。今年に入ってからシンガポール政府は外資誘致のための様々なインセンティブを打ち出してきておりますので、今後再び製造業種での日系企業進出が若干持ち直すことは考えられますが、全体として非製造業種優位の趨勢は８０年代後半を通じて維持されるのではないかと考えております。

さて、当の在星日系企業自身が活動拠点としてのシンガポールにどのようなメリットを見出しているかを、アンケート結果から拾い出したのが表２です。これによりますと、製造業・非製造業を通じて「情報センター」としてのメリットを第１にあげ、次に非製造業種では「中継貿易基地」のメリットをあげており、両者で全体の有効回答数の過半数を占めています。むろん調査時点が８５年８月～１０月であり、円高局面やシンガポール政府の新経済政策（新たな外資誘致インセンティブ）は回答者の判断材料には入っていないことに留意する必要があります。

表2：業種別にみた活動拠点としてのシンガポールのメリット

	製造業											非製造業										
メリット	食料	繊維	木材	石化	鉄非	機械	電機	輸送	他	駐在	小計	漁水	鉱業	建設	貿易	金保	S E	運倉	不動	他	小計	合計
低賃金労働力				2		2	8		2		14			2	1		2	1			6	20
消費市場	3		1	4	2	3	17		4	8	42			4	34	2	13	1	1	4	59	101
製造部品供給	2		1	5	6	9	25	1	8	3	60		1	2	17		3	3		3	29	89
中継貿易基地	3	1	4	6	5	5	11		10	7	52	2		8	92	1	9	33	1	11	157	209
特恵関税	4			4	2	5	22	1	10	2	50			1	12		4	3		1	21	71
情報センター	3		2	4	5	7	14		8	39	82	1		37	63	21	28	29	3	17	199	281
メリットなし				3	3	1	6	1	4		18			3	3		3	2		1	12	30
その他	2			4	2	2	4	1	5	4	24			13	7	15	12	4	2	5	58	82
金融センター																11					11	11
小 計	17	1	8	32	25	34	107	4	51	63	342	3	1	70	229	50	74	76	7	42	552	894
無 解答	1			5	1		2		3	8	20			9	7	7	6	7	1	8	45	65
合 計	18	1	8	37	26	34	109	4	54	71	362	3	1	79	236	57	80	83	8	50	597	959

<注>①「メリット」項目の中の「金融センター」はアンケート原票にはなかったが、回答の中に書き加えられているものが多かったため、「その他」から抽出した。

②複数回答方式であったため合計の数字は企業数と一致しません。

製造業種では第2位が「製造部品供給基地」、次いで「中継貿易基地」「特惠関税」「消費市場」が続いており、非製造業種では第3位以下が「消費市場」「その他」「製造部品供給」などとなっています。

しかし本表で注目すべきは、やはり製造業・非製造業を通じて「情報センター」が最上位に、それと対照的に「低賃金労働力」が最下位に来ている点、そして非製造業種での「中継貿易基地」が第3位以下を大きく引き離している結果、全体を通じて「情報センター」「中継貿易基地」の2項目で有効回答数の過半を占めている点です。前節で指摘したシンガポールの情報・調整センター化傾向が、本設問の結果にも表われてきていると見てよいかと思えます。

〈形態別でトップは100%子会社〉

表3は在星日系企業の進出形態を業種別に示しています。ここで「子会社」というのは「100%日本側出資による現地法人」と同義です。製造・非製造を通じこの形態をとる企業が最も多く、次いで「合弁」が来ております。「100%日本側出資による現地法人」という進出形態がトップに来ている、このことは注目に値すると思えます。シンガポールの外資に寛容な政策、というより積極的に外資を誘致することでこの国の経済発展を期そうという、シンガポール政府の姿勢がこの数字に反映されています。むろん東南アジア地域でこのような結果が得られるのはシンガポールだけです。

「子会社」「合弁」に次いで「駐在員事務所」「支店」と続きますが、この順位は全業種を通じておおむねバランス良く保たれています。

表3：業種別・進出形態別にみた在星日系企業

	製造業											非製造業											
形態	食料	繊維	木材	石化	鉄非	機械	電機	輸送	他	駐在	小計	漁水	鉱業	建設	貿易	金保	S E	運倉	不動	他	小計	合計	
合 弁	4	1	2	12	12	4	15	2	10		62		1	15	28	4	24	27	2	5	106	168	
子会社	5		2	9	5	13	52	2	20		108			10	73	10	18	9	3	10	133	241	
支 店				1	3	1	2		5		12	1		35	22	23	4	2		5	92	104	
駐在員										52	52	2		2	9	6	3	9	1	14	56	108	
その他	2					2	2		4		10			1	12		11	2		7	33	43	
合 計	11	1	4	22	20	20	71	4	39	52	244	3	1	63	144	43	60	59	6	41	420	664	

「やっかいな「人」がらみの問題」

アンケートの最後の設問に「直面する問題」は何かと問い、17の選択枝を与えたものがありました。その結果を回答企業の業種別にまとめたものが表4です。全体として最大票を得たのが「競争・競合」、次いで「市況」となっていますが、この2項目の集票数は近接しており、製造業種では順位が逆転しています。いずれにせよ、「競争・競合」「市況」が第3位以下を大きく引き離しており、シンガポールにおけるビジネス戦線の激烈さを物語っています。次いで来るのが「ビザ・ワークパーミット」の取得にまつわる問題、「労務問題」「人・ポストの現地化」問題といった、総じて「人」に関する問題でこの3項目が大差のない集票数でひしめき合っています。その後に「税制」「金融」「技術移転」などの問題が続きますが、「外資政策」「資本現地化」の2項目が最下位に來ているのは、やはりすぐれてシンガポールの現象と見てよいと思います。

表4：業種別にみた在星日系企業が直面する問題

問題	製造業										非製造業										合計
	食料繊維	木材	石化	鉄非	機械	電機	輸送	他	駐在	小計	漁水	鉱業	建設	貿易	金保	S E	運倉	不動	他	小計	
外資政策												1			1		1			3	3
金融			1	1	3	1	3	4		13			9	7	2	6	3		1	28	41
国産化義務			1				1	1		3			1	1		1				3	6
インフラ	1			2		2		1		6				2						2	8
関税						3				3		2	1	1	1					6	9
模造	3				1	3		2	1	10				5		2			1	8	18
労務問題	3	1		8	13	3	37	1	16	83			17	26	2	14	5	2	3	69	152
税制	1		1		4	3	7		4	25	1		12	29	5	8	5	1	3	64	89
ビザワーク	2	2	2	4		3	20		5	45	1		25	27	5	21	20	2	9	110	155
合弁相手								1	3	4			2	1	1		1			5	9
市況	5		3	15	12	17	51	4	26	35	2	1	39	110	20	38	33	6	13	262	430
競争・競合	8			12	14	18	39	5	27	32			52	125	22	39	43	3	23	307	462
技術移転	4			1			6		5	3			6	4		7			1	18	37
為替送金			1		2		4		1	8				5		1			2	8	16
人事現地化	5		1	5	4	4	30		11	2			4	16	9	6	10		3	48	110
資本現地化														2			1			3	3
その他			1				2		1	1			2	4	2	1	2		1	12	17
小計	32	3	10	49	53	49	208	10	105	90	4	4	170	365	70	145	124	14	60	956	1565
無解答				1	2		3		2	17	1		5	12	12	7	9	1	11	58	83
合計	32	3	10	50	55	49	211	10	107	107	5	4	175	377	82	152	133	15	71	1014	1648

＜注＞複数回答方式であったため合計の数字は企業数と一致しません。

「競争・競合」「市況」などが最上位にランクされる、これは先ほどシンガポールのビジネス戦線の激烈さを物語ると述べましたが、反面、これらの問題はある意味でビジネス社会で普遍的な問題、ビジネス社会で生きていく以上常に時間・空間を越えてまっ先に念頭に置かなくてはならない主題であるという見方もできるわけです。その意味からは、次に来る「人」がらみの問題や「税制」あたりの問題が在星日系企業にとってウェイトの重い問題である、とする見方が可能でしょう。特に「人」がらみの3項目の内、「ビザ・ワークパーミット」と「人・ポストの現地化」の2問題が、いわば「外資政策」一般や「資本現地化」の問題と切り離された形で持ち出されて来ている点は、シンガポール政府の外資あるいは外国人労働力に対する政策の根幹に係わるだけに仲々やっかいな問題であるし、また注視していかななくてはならない問題であると思います。「労務問題」については、日頃私ども側聞いたします日本人管理職とシンガポール人労働者やスタッフへの勤務姿勢に関する認識のギャップの問題、たとえば「ジョブ・ホッピング」「ナイト・シフト拒否」といった問題が含まれているのだらうと想像します。そもそも根が労働に関する価値感や生き方といった人間の最も根元的なところに連なってくるだけに、あるいはこの問題は一番やっかいであるかもしれません。今後わが国企業の国際化がますます進むにつれて、世界中いたるところで日系企業における労務に関するこの種の問題が頻発することが予想されます。しかし矛盾するようですが、これは日本の企業が国際化していく、日本的経営というものが国際的に受け入れられるようになっていくのと同時に日本的経営そのものが国際的スタンダードに合わせて変容していく、そういった2重の意味での日本企業の国際化が進んでいく過程において、いずれ解消していく問題であるという気もいたします。

以上、今回私どもの実施致しました在星日系企業に関するアンケート調査結果の一部をご紹介させていただきました。ジェトロ・シンガポールではアンケート調査結果から在星日系企業リストを作成しました。

“Japanese Affiliated Firms in Singapore”と題する冊子がア

ンケート回答企業、在星日本商工会議所会員企業のお手もとにはすでに届いているはずであります。これとは別に、今回のアンケート調査を本会とともに企画・立案し、調査結果の集計にも多大のご協力をいただいた社団法人・日本シンガポール協会からは、『シンガポールの日系企業』と題する出版物（有料）が東京で発行される運びとなっておりますので機会がありましたら、ご参照願います。

最後に、今回のアンケート調査にご協賛いただいた在星日本大使館、日本商工会議所（両者のご協賛なしにはこれだけ多数のアンケートを回収することは不可能であったと思います）に感謝申し上げるとともに、ご多忙にもかかわらず、22もの設問項目を埋め、ご回送いただいたすべての在星日系企業関係者の皆様に感謝申し上げたいと存じます。



当面のシンガポールの経済運営

～リー・シェンロン通産大臣代行に聞く～

独立以来の不況にあえいでいたシンガポール経済も、ことし第二・四半期（四～六月）にようやくマイナス成長を脱出（前年同期比 0.8 %）、トンネルの先に明りが見え始めた。シンガポール政府も法人税切り下げ、C P F（中央厚生年金）の企業負担軽減、賃金抑制の指導など一連の景気対策を打ち出し、企業のコスト軽減に向けて必死の努力をしている。

しかし、いまのところ、景気が顕著に好転しているのは電子機器関連産業など一部業種に限られている。景気好転の原因も、昨秋以来の急速な円高＝ドル安という“神風”の恩恵によるところが大きく、景気の先き行きは必ずしも楽観視できない。

今後の推移によって、政府の景気対策はどう変化するのか、例えば、C P F の企業負担率は元に戻るのか、景気浮揚力が弱ければ新たな対策を追加するのかなど在シンガポール企業にとって関心の深いところだ。

ことし四月、時事通信社の村井 雄シンガポール特派員が、シンガポール政府の経済政策の中心的存在であるリー・シェンロン通産大臣代行と会見、当面の経済運営の基本的な考えを聞いた。この内容は同社刊“世界週報”に掲載されているが、在星企業にとって参考になる部分が多いため、同支局の了解を得て、主要部分を転載する。

——経済委員会の提言に基づく景気対策、構造改善策は内外企業に歓迎されているが、その一方で、対策がまだまだ手ぬるいという意見もある。——

政府の政策については、いつの場合も「やりすぎ」「手ぬるい」という意見がつきまとうものだ。すでに（昨年から）一連の景気浮揚策を導入しているし、この不況時代に法人税を 40 % から 33 % に、C P F の企業負担率を（給与の）25 % から 10 % に引き下げ、賃金上昇を 1 ～

2年ストップさせ、同時に、経済運営の哲学そのものを転換させるという政策をとることになった。これは決して小さな調整ではなく、根本的な改革だ。経済委員会の提言を政府はほとんど受け入れている。これは驚くべきことである。

—— 経済委員会は「法人税をただちに30%に下げ、財政が許せばさらに25%にまで引き下げる」よう提言している。しかし、法人税は33%までしか下がらなかった。その理由は何か、今後さらに引き下げる意向はあるのか。——

政府は財政について慎重な立場をとっているからだ。しかし法人税を可能な限り引き下げるべきだという点では内閣は一致している。現在の段階で実現可能な引き下げが33%ということだ。

われわれは、他の国と足並みをそろえて税率引き下げを行う。他の国（ライバルの新興工業国＝NICs）と比べて、高すぎても低すぎてもいけない。経済委が30%を提言したのに33%にとどめられたが、これは大きな問題ではない。

重要なことは、40%から33%へ引き下げるという政府の決定は後戻りできないということだ。つまり、今後さらに引き下げることはできても、もう一度引き上げることはできないということだ。33%というやや小さめの引き下げ率となった理由の一つは、再び引き上げなければならない事態をまねかずにすむようにするためだ。われわれは33%への引き下げが最終的なものとは思っていない。一般消費税その他についても話し合っているのもそのためだ。つまり、法人税をもっと引き下げねばならないときは、他の手段で（財政を）カバーすることを考えているわけだ。

—— 政府はCPF企業負担率引き下げを決めたが、二年間という目標が設定されている。これは一時的な措置なのか。賃金コストに関係する施策が頻繁に変化すると、シンガポールに進出しようとする企業が経営戦略をたてるのが難しくなるのではないか。——

いかなる政府も、永久的な政策というものは打ち出せない。まわりの

政情が変化するし、政府自身も変化していく。C P Fの企業負担率引き下げを「二年間」としたのは、少なくとも二年間この政策を続けたいからだ。別の言葉で言えば、この政策が一年のみ有効でまた変わるということではなく、二年間、できればもっと長く実施されることを明確にし、ビジネスに保証を与えて、（企業に）安心してもらうためである。ビジネスコストに影響を与えたり、競争力を弱めるような形で、C P Fを引き上げることが断じてない。

C P F負担率を下げたことの真意は、二年後にまた元に戻すことではなく、賃金政策を根本的に調整することだ。賃金を競争力あるものにし、長期的な視点で、賃金を上昇させるという意味だ。しかし、賃金上昇は、生産性の向上に見合ったものでなければならない。

われわれは最近の問題（不況）の原因が多分に、コスト、とくに賃金コスト上昇による競争力低下にあることを十分理解している。同じ過ちを二度と犯してはならない。

——もし景気が期待どおり回復しなければ新たな対応策をとる用意があるのか。——

景気がどうなるかまだわからないが、現時点では正しい対応をしていると思う。景気の回復は投資が行われるかどうか、輸出市場がオープンな状態であるかどうか、貿易量がふえるかどうかにかかっている。もし、すべてが順調なら、1988年までに回復するだろう。しかし、期待どおりにならず、世界経済も不調ならば、再度政策の調整が必要だ。

——現在の景気対策、構造改善策が効果を発揮するのにどの程度の時間がかかるとみているか。——

18カ月から2年ぐらいを想定している。というのは、いくつかの効果を期待しているからだ。C P F負担率カットや税金引き下げがビジネスコストを低下させ、企業の利益を上げる。だが、これだけでは経済を成長させるのに十分でない。利益が十分得られれば、輸出価格を下げ、輸出量をふやすことができる。これが第一段階の望むべき効果だ。

第二に、シンガポールでの利益率が好調なら新しい投資を促進できる。

そうならば新しい工場、新しい就業機会、新しい市場の開発が可能となり、生産性も向上する。なぜなら新しい工場、新しいビジネスは古いものより質がよいからだ。

しかし、投資を呼ぶことは簡単なことではない。企業が投資を決定しても、状況を判断し、工場を稼働するまでに18カ月以上はかかるだろう。新しい投資と新しいビジネスで不況を克服することを願っている。もちろん、現在あるビジネス、たとえば、エレクトロニクス産業が好転するなら、景気回復はもう少し早くなるだろう。

——シンガポール経済の将来ビジョンとして、どういう形を描いているのか。——

さまざまな競争力があり、柔軟性に富んだ、つまり、変化に強いよく開発された経済、教育ある国民、すぐれた基幹設備を求めている。そして、われわれより発展している国々によって行われている産業分野に進みたいと考えている。

シンガポールに来る日本企業が、日本に残ったり、アメリカへ進出する企業よりも高い利益を上げることができるよう環境を整えたい。シンガポールで上げる利益は、ヨーロッパなど大きな市場から離れているというハンディをカバーするほどのものでなければならない。

——経済委員会の下部組織ワーキンググループには、民間企業の代表が参加し、彼らの意見を基礎に同委員会の提言が（政府主導でなく）まとめられたが、今後ともこうした形で政策を決定するという方式がとられるのか。——

常にそのような方式がとられるとは限らない。問題の内容による。たとえば、防衛については政府が自ら決めることだ。他の分野でも、国全体、あるいは経済にとって利益はあるが、ある分野の人たちにとっては不利な決定をしなければならないことがある。こういう場合は反対者がいても（政府が独自で）そういう決定を下さねばならない。協議の方法は毎回異なる。民間の意見がどの程度配慮されるかは、さまざまである。

——シンガポール政府の過去の経済政策が部分的に誤っていたという

指摘があるが、どう考えるか。——

政府がいつも正しい経済政策を立てられるということはありません。ある時期にそれが正しくても情勢の変化によって効果がなくなることはある。もし、84年の米国景気がそれほど悪くなければ、もし石油や一次産品の価格が下落せず近隣諸国の経済が悪化しなければ、われわれの経済状況も変わっていただろう。世界貿易後退がなければ、われわれのこれまでの政策もうまく機能したかもしれない。だがすべて状況が変化した今、新しい政策が必要となった。これを恥と思う必要はない。

——もっと早く不況の到来を予測し、一年前に今と同じ対策が打ち出されていれば、事態もずっと違ったものになっていただろうという意見も多いが……。——

そうは思わない。香港をみてほしい。C P Fもない、法人税は低い（約20%）、不動産不況もなく、（シンガポールのように）強い政府も存在しない。それでも昨年の成長率は0.8%だ。そんなに簡単なことではない。

——多くの先進国は、シンガポールを開発途上国の枠外に置こうとしている。開発途上国に対する輸入の特恵制度（G S P）からシンガポール商品が除外されつつある。シンガポール経済にとってこれも重大な問題だと思うが……。——

その通りだ。多くの国がシンガポールの国民一人当たりの国内総生産（G D P）をみて、われわれはすでに開発途上国でない、と思い始めている。これについては二点言いたい。

第一は、国民一人当たりG D Pは公正に国の発展状態を表しているとは思えない。シンガポールを台湾や韓国と比べた場合、確かに一人当たりG D Pはわれわれの方が大きい。だが、それは彼らに農村部があるからだ。シンガポールと台北、ソウル、つまり都市部と比べるとG D Pに大差はない。われわれはそれほど発展していないのだ。

第二に、シンガポール、台湾、韓国、香港は競争国であり、発展状況もほとんど同じだ。国民一人当たりG D Pが他国より高く見えるからと

いって、シンガポールだけがG S Pの恩恵からはずされるとすれば不公平であり、われわれは非常に不利な立場に置かれてしまう。G S Pの目的は、開発途上国が成功することを奨励することなのに、成功してきたからといって（G S Pをはずし）身動きをとれなくするのは、賢明なことではないと思う。



新しい優遇税制の概要

OHQ、投資控除緩和措置及びカウンター貿易について

公認会計士 池上 玄

I. はじめに

去る本年3月7日の1986年度予算演説で発表された政府予算案では、不況下にあるシンガポール経済の再建のために、法人税率引き下げ等を中心に多くの税制改正が盛り込まれた。

これらの税制改正は、リー・シェン・ロン通産大臣代行がかって委員長を務めた経済委員会の提案に基づいているが、3月7日の予算演説の時点では、後述のOHQ及び投資控除緩和措置についてはその詳細が明らかにされていなかった。

そこで本稿では、予算演説後になされたEDB(経済開発庁)の発表等を通してその内容がより明確となった「OHQ」、「投資控除緩和措置」及び「カウンター貿易」に関する課税優遇措置について概観してみたい。

II. OHQ (OPERATIONAL HEADQUARTERS, 経営本部) 優遇措置

1. その概要

このOPERATIONAL HEAD QUARTERS(経営本部、以下OHQ)優遇措置は、前述のように経済委員会の提案を採用することにより設けられたものであるが、OHQとして承認された会社に対してその子会社等から受領する所得の免税等を行うことにより、多国籍企業等がシンガポールにこの地域を統括する経営本部機構を有する地域本部を設置することを推進することを企図したものであるといえる。

従ってこのOHQ税制優遇措置は、経営本部としての実体を有する場合にのみ認められるものであり、実体のないいわゆるペーパーカンパニーに対してはその適用はされない。これは、シンガポールが TAX HAVEN COUNTRY

(無税又は軽課税国)として他の諸国から税務上扱われないようにすること、換言すれば、シンガポールへの投資の意義を失わせないようにすることを狙っているものであるといえる。

2. OHQの意義

OHQとは、シンガポール以外の国にあるその子会社、関連会社及び支店に対して、マネジメント・サービスなどの種々の支援活動を中心としたサービスを提供する目的のために、シンガポールに設立又は登録された会社等をいう。シンガポール国内の子会社等の支援活動を行うことを目的として設立又は登録された会社等はここにいうOHQの概念の範疇には入らない。

ここで、シンガポールに設立又は登録された会社等の中に、外国企業のシンガポール支店が含まれるのか否かという点が問題となるが、この点についてはEDBの発表では明確となっていない。これについては特別な事情により現地法人化が不可能である場合や多国籍企業のシンガポール支店が地域経営本部として機能するような場合等OHQとして認められるような場合には、外国企業のシンガポール支店も含まれると解してよいと思われる。しかしながら、外国企業のシンガポール支店の場合は、外国にある本社のコントロール下におかれるのが通常であるので、後述するような条件を満たすことは一般的には無理があると考えられる。

3. OHQ優遇措置の適用条件

OHQに対する税務上の優遇措置は、以下に述べるような一定の条件を満たし、EDB(経済開発庁)に対し、一定の書式による申請書を使用することによってその申請を行い、かつその認可を受けることにより適用される。

(1) 資本金

EDB(経済開発庁)の発表したガイドラインには、OHQの資本金につき、いくら以上でなければならないといった具体的な金額は示されていない。

従って、この資本金の額については、各社の個々のベースで柔軟にEDBによって検討されるものと考えられるが、OHQとして機能するために十分な額が当然に必要とされるであろう。

(2) 人材

EDB のガイドラインでは、その在外子会社及び関連会社等に対して、種々の支援活動サービスを提供することができるように、経験と能力を有した専門家及びマネジメントを行う人材の存在が不可欠であるとしている。

(3) OHQの業務活動の内容

OHQ の在外子会社等の運営に対して、十分な貢献及び援助活動を行うという目的を遂行するために、必要十分かつ実体のあるシンガポールでの OHQ の業務活動の存在が必要であると EDB のガイドラインでは述べているが、さらに当該ガイドラインでは次に述べるような業務活動の全部又は一部が OHQ のもとでなされなければならないとしている。

- ① 経営管理、事業企画及びコーディネーション
- ② 原材料及び部品の調達に関する情報提供
- ③ 製品開発及び研究開発サービス
- ④ 技術援助サービス
- ⑤ マーケティング及び販売促進
- ⑥ 人事管理
- ⑦ 財務管理
- ⑧ 資本調達を含むトレジャリー機能
- ⑨ その他シンガポールに対して経済的な利益をもたらすような業務活動

4. 税務上の優遇措置の内容

OHQ としての認可を得た場合の税務上の優遇措置の内容は以下のようになっている。

(1) 10%の軽減税率の適用

OHQ がシンガポールで在外子会社等に対して行う上記 3-(3) のようなサービスの提供から得られる所得に対しては、通常の 33% の法人所得税率に代えて 10% の税率の課税が行われる。

但し、ここで注意すべきことは、シンガポール内にある OHQ の子会社及び関連会社より受領するサービスフィー等については、このような軽減税

率の適用はされない点である。

(2) 免税所得

OHQ が在外子会社及び関連会社から受領する上記以外の所得、例えば配当収入等については、EDB のガイドラインでは明確な表現を避けているが、免税扱いがなされると解釈されている。

(3) 優遇措置の適用期間

この OHQ に対する税務上の優遇措置の適用期間は、とりあえず 10 年以内とされているが、その延長も可能であるとしている。

Ⅲ. 投資控除制度の適用緩和措置

(LIBERALISED INVESTMENT ALLOWANCE SCHEME)

1. 現存の投資控除制度(INVESTMENT ALLOWANCE)の概要

投資控除 (INVESTMENT ALLOWANCE) とは、一定の固定資本支出に対して大蔵大臣の認可を条件として認められる免税措置であり、経済拡大奨励 (所得税免除) 法に従来より規定されていたものである。具体的には、固定資本支出を行った場合に、その固定資本支出の 50 % を超えない、大蔵大臣により指定された率により計算される金額につき免税扱いを受けることができるという措置で、通常の税務上の減価償却に加えて認められる控除制度である。

2. 投資控除緩和措置(LIBERALISED INVESTMENT ALLOWANCE SCHEME)と現存の投資控除制度の関係

1986 年度の予算演説では、投資控除制度につき、その認可の緩和を行う旨を発表したが、その詳細についてはその時点では明らかではなかったため、最近 EDB (経済開発庁) が予算演説を受けてその緩和措置のガイドラインを発表した。

この EDB のガイドラインは、上述の現存の投資控除制度を改訂するのではなく、期限付でその緩和措置を適用するという趣旨で作成されている。従ってこの投資控除緩和措置の適用期間中は、上記 1 の現存の投資控除制度と並列して、後述するような緩和措置が存在すると考えてよいと思われる。

3. 投資控除緩和措置(LIBERALISED INVESTMENT ALLOWANCE SCHEME)

(1) その対象資産と免税額

新規生産設備、ノーハウ又は特許権に係る資本支出及びその業務の効率化につながるようなオフィス・オートメーション機器に関する資本支出については、その支出額の30%が投資控除として免税される。また、その投資控除の認可の取得については、既存の投資控除よりも受け易いとされている。

(2) 投資控除緩和措置の適用条件

① 投資目的

投資控除緩和措置の適用を受けるためには、固定資本支出が以下のような目的のためになされる必要がある。

- 新規オペレーションの開設
 - オートメーション化、機械化及びコンピューター化のような、会社のオペレーションの改善化
 - 事業の合理化及び統合化
 - オペレーションの規模の拡大化、及び新製品、新成長分野への多角化
- なお、現存設備の交換であっても、それがオペレーション等の改善につながるというような合理性を持つ限り、当該措置の対象となる。

② 認可の対象となる事業活動

- 製造業
- 技術又は工学サービス
- 研究開発
- コンピューターによる情報サービス及びその他コンピューター関連のサービス
- エンターテインメント、レジャー及びリクリエーション関連サービス事業
- 出版サービス
- 医療サービス

- 教育関連サービス
- 倉庫のオートメーション化に係るサービス事業
- 農業技術（テクノロジー）関連のサービス事業
- 展示会、展覧会及び会議の開催又はそのマネジメントに関連するサービス
- ファイナンス・サービス
- ビジネス・コンサルタント、マネジメント・サービスその他専門的サービス
- 国際貿易関連サービス事業

4. 投資控除緩和措置の対象外となる会社

EDB（経済開発庁）のガイドラインによれば、現在「経済拡大奨励（所得税免除）法」又は「所得税法」に規定されている免税措置又は税率軽減措置の恩典を享受している会社は当該投資控除緩和措置の対象にならないとしている。

但し、銀行の場合は１０％の軽減税率の適用を受けていても当該投資控除緩和措置の適用の申請をすることが可能である。

5. 投資控除緩和措置の申請

(1) 申請期限

当該措置の申請は１９８７年１２月末日までに行われる必要があり、またその投資控除の対象となる機器等の引渡しが行われる前に申請が行われていなければならない。

(2) 申請書の提出

当該措置の申請は、一定の書式による申請書を使用することにより行う必要があるが、申請時にその後の１２ヶ月間の投資計画を申請書とともに提出することが望ましい。

なお、１００万シンガポール・ドル未満の投資控除については EDB（経済開発庁）長官の認可事項であり、１００万シンガポール・ドル以上のものについては通産大臣代行の認可事項である。

Ⅲ. カウンター貿易優遇措置

1. その概要

カウンター貿易優遇措置は、経済拡大奨励（所得税免除）法に規定されているパイオニア・サービス会社奨励措置に新たに組み込まれるかたちで誕生したが、一定の認可を受けた会社がカウンター貿易を行うことより得る所得について免税扱いをするものである。

カウンター貿易優遇措置は TDB（貿易開発庁）の管轄下にあるが、TDB はカウンター貿易には、バーター貿易、カウンターパーチェス（交換買付は条件付輸入契約）及びバイバックが含まれるとしている。

2. カウンター貿易優遇措置の適用条件

カウンター貿易に対する税務上の優遇措置は、以下に述べるような一定の条件を満たし、TDB（貿易開発庁）に対してその申請を行い、かつその認可を受けることにより適用される。

- (1)カウンター貿易以外の業務を行わず、カウンター貿易のみに従事すること。
- (2)シンガポール会社法により、シンガポールに設立又は登録された会社等により、カウンター貿易が行われること。
- (3)シンガポールを経由する商品を実際に物理的に扱うか、又は財務金融上取扱うかのいずれかの意味において、それぞれのカウンター貿易取引に少なくとも部分的に関与従事していること。
- (4)確立された国際貿易のネットワーク及びバックアップ体制があり、又、カウンター貿易に精通した人材をその業務の遂行に十分な人数だけ雇用していること。

3. 税務上の優遇措置の内容

前述のように、パイオニア・サービス会社としての認可を受けることによって、カウンター貿易取引から生ずる所得については、免税扱いがなされる。なお、優遇措置の適用期間については、とりあえず5年間とされているが、その延長も可能であると解釈されている。

Ⅳ. おわりに

以上、OHQ、投資控除緩和措置及びカウンター貿易に関する税務上の優遇措置を概観してみたが、各テーマにつき、限られた紙面で記述しようとしたため、説明の不十分な点もあるかと思われる。しかしながら、本稿が何かの参考になれば幸いである。なお、それぞれの詳細に関して、OHQ及び投資控除緩和措置についてはEDB（経済開発庁）、カウンター貿易についてはTDB（貿易開発庁）に照会されたい。

会 員 紹 介

* TAKASHIMAYA CO LTD
Singapore Office

(株式会社高島屋
シンガポール・オフィス)



所 在 地 : 14 Collyer Quay #07-03/04
Singapore Rubber House, Singapore 0104

電話番号 : 5356500

設 立 : 1981年6月(登記)

形 態 : 支 店

代 表 : 田中 健夫(所長)

Mr. T Tanaka (General Manager)

従業員数 : 12名、日本からの派遣社員5名

事業内容 : インテリア設計、施工及び備品調達

一般消費財、家具の輸出入

小売業市場調査、情報収集。

〔 会社の特色 〕

100年の伝統と海外でも25年にわたる実績と経験を誇る高島屋のインテリア活動、今、当社の海外戦略の中核として世界中のお客様からご満足いただけるよう海外8ヶ所のネットワークを生かし、設計から資材、備品調達、施工まで一貫した責任体制で臨んでおります。

理事会の動き

第206回 1986年9月9日(火) 午後12時30分

議 事：朝海公使からカナダへの転任のご挨拶があった。また、望月理事からご帰国挨拶があり、ご後任の小林利雄氏（東京海上火災保険）からのご挨拶いただいた。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 金融部門担当副会頭の選任について

長野副会頭から、古新居会頭の要請にもとづき8月26日の金融・保険部会において金融部門担当副会頭候補者について諮ったところ、全会一致で住友銀行の赤松理事を推薦することになったとの報告があった。

この報告を受けて古新居会頭が赤松理事を長野副会頭の後任副会頭に選任したいと提案したところ、異議なく承認された。

赤松理事には10月1日から副会頭にご就任いただくとともに、原則として長野副会頭の職務を全面的に引き継いでいただくことになった。

(2) 大阪商工会議所東南アジア経済使節団への便宜供与について

佐治敬三大阪商工会議所会頭を団長とする標記使節団が11月5日から8日までシンガポールを訪れる。同使節団は当地滞在中シンガポール政府表敬、EDB長官との懇談、中華総商会及び日本人商工会議所との懇談、在星日系企業の工場見学等を希望しており、その日程のアレンジにつき本所に協力を依頼してきた。

審議の結果、本所として日程調整や団主催レセプションの開催などにつき、大阪商工会議所に協力することになった。

(3)星日文化協会主催日本語弁論大会における審査員派遣について

今年度から日本在外企業協会は本所を通じて、開催費用の一部として30万円負担するほか、優秀者2名を日本に1週間招待（うち1名の航空券は日本航空提供）するという形で標記弁論大会に協力することになった。

これに関連して星日文化協会から本所に対し標記弁論大会の審査員1名を派遣してほしいとの要請があった。

審議の結果、9月14日（日）午前10時からの予選には赤松理事、同21日（日）午前10時からの決勝大会には河野理事に審査員として出席いただくことになった。

なお、その後星日文化協会から予選を省き9月21日の決勝大会のみ開催することになったとの連絡があったので、河野理事に決勝大会の審査員をお願いした。

(4)経営者団体がN P Cに提出した生産性向上に関する提言事項の公表について

毎年、NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL から在星の経営者団体に対し、生産性向上に関する提言事項の提出要請があり、本所は今年4月に以下の提言事項をとりまとめてN P Cに提出した。

- 生産性向上の成功例を収めたビデオ教材の製作とビデオ・ライブラリーの設置
- INTELECTUAL 及び MULTI-SKILLS の醸成
- 生産性向上のためのモチベーション
- 中小企業の共同化・協業化の推進

この度、N P Cとしては経営者の提言事項をとり入れた“ANNUAL PRODUCTIVITY STATEMENT”と“1986 SURVEY REPORT”を10月に発表するにあたり、経営者団体の提言事項も同時に公表することについて、本所に同意を求めてきた。

審議の結果、生産性向上に関する本所の考え方を広く知らしめる良い機会なので、N P Cの提案に同意することにした。

(5)日星親善日本女子プロゴルファー招へいプログラムへの協力要請について

日本大使館の三宅書記官から非公式に標記プログラム実施にともなう経費の一部として、女子プロゴルファー滞在費用等の負担協力の可能性について打診があった。

審議の結果、この種の文化事業は本所の本来事業の対象外であり、かつ参加者が一部に限られる事業に会費を充てることに問題があることなどから、正式に依頼があった場合、本所としては協力要請には応じかねるとの姿勢で対応することとなった。

3. 報告事項

(1)第2次賃金凍結実施状況調査について

目下 SNEF(シンガポール雇用者連盟)において同調査結果を分析中であり、結果が判明次第、部会を招集するなどして会員に報告したいとの事務局説明があった。

また、金融・保険部会では賃金改定について9月末頃まで静観することになるとの報告があった。

(2)部会・委員会等開催報告

A 部 会

8月26日(火) 金融・保険部会

B 委 員 会

8月21日(木) 経営研究委員会

9月5日(金) 広報委員会

9月9日(火) 運営担当理事会

C 懇談会等

8月18日(月) 東南アジア投資環境視察団

(3)N P C 報告

小出副会頭より、先般のN P C 会議で“ANNUAL PRODUCTIVITY STATEMENT”の内容、生産性向上運動の指針、1986 PRODUCTIVITY AWARD の選考に関して審議されたとの報告があった。

(4)その他

第一勧業銀行の斎藤理事から、去る9月3日の日本人学校創立20周年記念式典において、中学部への分旗を本所と日本人会が共同して寄贈したことに対し、御礼が述べられた。

4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入 会 (1社)

● TAKASHIMAYA CO LTD

“ A ”

(2)退 会 (0社)

(3)9月9日現在の会員数：471社（前月比1社増）

5. 会計報告

1986年8月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

6. その他

10月度理事会は10月7日（火）午後12時30分から本所にて開催することとなった。

以上

9月の主な経済記事

- 9月 2日 • シンガポール政府は留学生が日本で取得した大学卒業資格の承認に厳しい制限を行っており、これまでに承認されていたのは東大医学部や千葉大医学部など一部大学の学部に限られていた。

しかし先日、政府は方針の転換を行い、18大学の建築学部・科を承認する旨、官報で公布した。ただし、これら18校の卒業者がシンガポールで建築士として登録されるには、日本の1級建築士試験に合格する必要がある。以下は承認された18校。

福井工業大学、福岡大学、広島大学、広島工業大学、北海学園大学、北海道大学、北海道工業大学、法政大学、鹿児島大学、神奈川大学、金沢工業大学、関西大学、関東学院大学、近畿大学、神戸大学、工学院大学、国土館大学、京都大学。

- 9日 • 全国労働組合会議（NTUC）のエヴァリン・ウォン研究局長補佐は最近、男女間の賃金格差の問題について、NTUC機関紙に次のような文章を書いている。

シンガポールの男女の賃金格差は27%で、米国の36%に比べ当地の女性は恵まれている。女性の仕事の全てが低賃金であるのではない。例えば85年、シンガポールの看護婦の基本給は1月平均1288.59 Sドル、84年の中学女教員給与は1664.76 Sドルで、男教員は1647.94 Sドルだった。

シンガポールの女性労働者の賃金が一般的に男性労働者に比べ低い問題だが、同種の仕事で男女間に賃金格差があるのは、就業女性の年齢中央値が男性のそれに比べ5.5歳若い

(女 27.6 歳、男 33.1 歳) ことで説明がつこう。年功を基準にした賃金体系の下で実施されてきた毎年平均 6.7 % の昇給と、5.5 歳の年齢差が、27 % の賃金格差を生んだ原因だ。

シンガポールの女性は教育を受ける同等の機会を持っており、彼女らは十分に各種の機会を利用し、労働市場に益々多くの女性が進出していることから男性と女性の賃金格差は引き続き縮小するものと予測する。

<星>男女平均基本給

(単位 S ドル)

職 業	女性	男性
清掃 / 工場労働者	484.09	558.50
包装労働者	434.07	642.64
セールスマン、小売店員	490.82	590.57
レストラン給仕	398.16	432.24
銀行出納係	726.27	990.19
簿記、事務員	796.94	1048.59
スチューワーデス	658.50	—
スチュワード	—	939.10

15 日 ● “シンガポール金融市場の将来の方向” をテーマとするセミナーがロンドンで行われ、これに出席したりチャード・フー蔵相は 12 日、シンガポールの経済・金融動向について演説を行った。内容は概ね以下の通り。

景気後退はシンガポールに打撃を与えると同時に、有益な副作用も生んだ。景気後退により、シンガポールは積極的措置を講じ、以前より緩慢ではあるが、より持続的な経済成長の基礎を提供した。労働費用の節減（今年は 12 % 下降するものと予測）は、豊かな時代が生んだ賃金に対する好ましくない期待を打ち破るはずだ。また、低効率の工場を淘汰し、技術集約的経済活動に向かう必要があることをシンガポール

は悟った。

今年の資本収益率は6～8%ポイント増が見込まれる。外資の流入も好調だ。円高の作用もあり、今年の投資は25%増加、来年は更に20%増加するはずだ。今後5～10年の経済成長率は年4～6%の予想。また生産性は今年10年間に3～4.5%の伸びが予想される。今年の経済成長率は1～2%となろう。

シンガポールの成長は労働力の素質と経済の柔軟性に依存している。教育水準の向上に伴い、第3次教育レベル卒業の労働人口は70年の18%から現在は30%に増えた。正規教育を受けていない労働人口は70年の55%から昨年は20%に減少、10年以内に約10%に減るだろう。

より柔軟な経済を目標に、政府は国家の利益に密接な関係をもつものを除く政府出資会社を段階的に民営化していく。公務員の数も今後5年間に10%削減する。

証券業界の再編と新証券法の可決、加えて経済復調の兆しから、内外投資家はシンガポールの株式市場への信頼を回復している。

この2年間の景気後退期、銀行業には深刻な問題は起きなかった。地銀・外銀は今後も大いに発展しよう。当地金融サービス業の国内総生産(GDP)に対する貢献は、70年の4.9%から85年には13.3%に増大した。昨年、シンガポール経済が1.8%縮小した時、アジアダラー市場は21.3%拡大した。

シンガポールはアジアダラーの中枢地だ。68年の設立以来、年率65%以上で成長し、今年7月末時点の総資産規模は1730億USドルだった。

シンガポール国際金融取引所(Simex)の法人会員は68社で、うち7社は英国の大会社だ。同取引所は開設後2年間

に大きく発展した。設立間もない頃の取引きは1日750件だったが、現在では3560件に増加している。

Simexの発展と同時シンガポールの外為市場も発展、毎日の平均取引高は現在240億USドルと、昨年の2倍の水準になった。

政府は今年末以前に、政府証券市場の改革を行い、市場にマッチした価格でより多くの公債を発行する計画をしている。また、法定機関の債券発行も促進する。

- 17日 ● 不安定な石輸価格が原因して、シンガポールの石油貿易は今年初以来増加している。1～7月の当地の石油輸入量は、昨年同期比3%増の2400万トンであった。

上記数字は15日、ラッフルズ・シティで開催された第2回国際アジア太平洋圏石油会議の開幕式を主宰したトニー・タン教育相が引用したもの。同相は「シンガポールはその戦略的位置によって、国際石油貿易界の商機開拓にとって最上の基地となっている」と語った。タン教育相は昨年まで通産相を務めており、今回はリー・シェンロン通産相代行の代役として出席。同相は、予見できない石油価格が貿易業者に新たな商機をもたらしている、と指摘した。

同相は、シンガポールを石油貿易の最上の基地としている要因として次の4点を挙げた。

1) シンガポールは世界5大スポット・マーケットの内、最も新しく、最も成長の速い市場だ。加えて、中東・東南アジア産油国との間に良好な運輸通信網を備えている。

2) シンガポールは、自由世界の石油消費の18%を占める高成長地域・アジア太平洋圏に位置している。

3) シンガポールは世界第3位の精油センターだ。

4) 石油の備蓄・流通、通信、銀行業等のインフラストラクチャーが備わっている。

タン教育相は、シンガポールを含む27カ国からの代表600人に対し、当地を成熟した石油貿易センターに発展させる新方策の積極的な提案を求めた。

23日・ある日本のTV番組製作会社が最近当地を訪れ、“再生シンガポール”と題する番組を製作した。

以下にリー通産相代行、フィリップ・ヨーEDB長官の談話要旨を紹介する。

シンガポールの日系企業はうまく行っている——これはリー・シェンロン准将（通産相代行）が語ったものである。

リー准将のこうした判断の根拠として、日系企業の活動状況、日本企業の新規進出、国内日系企業の事業拡張、同准将訪日中の反響の大きさなどが挙げられた。

「あちこちでまだ若干の問題があると思うが、全般的に見てシンガポールの日系企業はうまくやっている」とリー准将は語った。

リー准将によれば、日系企業が自分達の業績に満足しているかどうかは彼の言うべきことではない。だが、日系企業はもし満足している場合、引き続き事業を拡張するだろうが、そうでなかったら商売をたたんで他のところに行ってしまうはずだという。

別の質問に答えた際、リー准将は、日系企業はもし引き続き投資を増やし、高度化をはかり、利益を維持し、引いてはシンガポールの発展に役立ってくれば、シンガポールの景気後退からの脱出を容易にすることになろうと指摘した。

また、シンガポールが日本と日本人について十分な知識を持っているかと聞かれたら、リー准将はこう語る。「シンガポールは小さな国だ。たとえ私達は日本の市場、日本の企業やその商慣習をできるだけ理解しようと懸命に努力するとしても、日本に関してまだまだ知らないものが多いと思う」

理解を深めれば深める程、両国の相互利益のもとに協力できると確信するとリー准将は強調した。

さらにリー准将は、日本企業がシンガポールに関する包括的データ集積や、決定を下すのに必要なあらゆる情報収集に力を注いでいることを高く評価し、シンガポールはそれほど組織されていないと指摘した。

シンガポールにとって、貿易と投資面で日本は極めて重要な存在である。貿易ではマレーシア、インドネシア、米国に次いで4番目の貿易相手国、また投資では米国に次ぐ二位となっているという。

シンガポールは、円高が続いていることから日本の投資増大を期待している。また貿易については一層の拡大とシンガポール製品の対日輸出増を期待している。リー准将は、いま量的に増えたが、その構成を調整しなければならないと語った。また、日本企業のシンガポールでの子会社はその製品を日本へ輸出するようにすべきだという。

インタビューの中でリー准将はさらに次のような考えを明らかにした。

* コンベンション・ビジネス

シンガポールは必要な施設を有し、引き続きコンベンション・ビジネスの開拓に力を入れていく考えである。ラッフルズ・シティーは2000室、会議ホール、セミナー・ルームを擁する。そのうえ、遠隔通信、ファクシミリ、テレビ、ビデオ及び諸設備などのインフラストラクチャーも利用できる。

過去数年間、コンベンション・ビジネスは年30%の伸びを示し、その結果、3年ごとに倍増となった。それに比べて観光事業全体の伸びは5%を下回っている。

* バイオテクノロジー

この分野で熟練労働力や巨額の設備投資が必要だということ

とから、シンガポールにとって可能性が大きいのである。シンガポールには微生物学研究所というものがあり、基礎研究というより、少なくともサプライ・リサーチを進めている。シンガポールの教育研究機関はバイネテクノロジー分野で働くための労働力を作り出すことに力を入れている。企業の進出も積極的に促進されている。

しかし、シンガポールの産業開発はバイオテクノロジーだけに集中するというわけではない。

* 経済

国際環境の悪化や、シンガポールが生産基地として不経済になったことなどの基本変化による経済の難局にシンガポールは初めて直面せざるを得なくなった。

経済の回復には時間がかかりそうだ。今年は回復の兆しがすでに見え始めているが、若干の部門はまだ完全な回復までには至らなかった。もし正しい政策を引き続き推進すれば、来年は回復するだろう。1988年には経済成長は4～6%に達し、過去の実績を下回るものとはいえ、まずまずの伸びと言えよう。

* 集約型産業

人口僅か250万の小国として全労働人口は125万に過ぎない。したがってシンガポールは低賃金を受け入れている人口の多いインドや中国のような国とは競争できない。

もし、シンガポールは生活水準を向上させようとするれば、より高い技能を持ち、そしてより組織的、能率的、生産的にならなければならない。

シンガポールは高付加価値及び高品質産業を誘致しなければならない。しかしながら、これはコンピューターやバイオテクノロジーしかないという訳ではない。よく組織され、しかもシンガポールの国民とその技能を最大限に活用できるも

のなら、家具などの普通の製品を作る産業でもよいのだ。

経済開発庁（EDB）のフィリップ・ヨー会長とタン・チンナム長官によると、シンガポールは投資家達に対して製造分野だけでなく、他の様々なものも提供している。

ヨー会長らは、主な特徴はオフショア生産基地だけでなく、総合的なビジネス・センターを提供しているということだと強調した。

シンガポールに拠点を作れば、戦略的優位が得られる。シンガポールは整ったインフラストラクチャーと商業システムを擁し、企業のビジネス活動の全般的展開を可能にする。これらのビジネス活動は開発とエンジニアリングから製造、マーケティング、アフタセールス・テクニカル・サポート及びファンド・マネジメントまで広範囲に渡っている。またシンガポーリアンは国際ビジネスの共通語の英語や近隣諸国の言葉を自由に操るのだという。

投資家がシンガポールに営業本部を設置することが歓迎され、ここから域内の子会社をサポートし、域内市場にサービスを提供できるのだ。しかしシンガポールは相変らず製造業のために優れた環境を投資家に提供していく考えである。シンガポールは他の新興工業国に比べて製造部門で相変らず高い収益率を提供しているという。

シンガポールは失業率が30～40%に達した1959年に雇用創出のために投資家に門戸開放した。「当時これらの企業に対して少しも規制を加えなかったし、今も同じように規制を加えていないのだ。シンガポールは相変らず外国企業とローカル企業が自由に成長する自由港だ」とヨー会長は指摘した。

ヨー会長によると、シンガポーリアンは政府の政策を理解

し、支持している。彼らは良い生活を享受するには自ら一生懸命に働かなければならないということを理解しているという。

「私達にとって、国際的に競争することは単に競争的優位を得るだけのことでなく、サバイバルの問題なのだ。シンガポールには若くて有能な国民がいる。この若さを以って私達は国外の投資家達から学び、国際市場へ進出するために一生懸命に働くことができるのだ」

シンガポールは直接他の新興工業国と競い合う訳ではない。「私達は他の新興工業国も繁栄することを願っている。そしてシンガポールも引き続き自由貿易の恩恵を享受していくのだ」とヨー会長は述べた。

廣 報 欄

**** NEW MEMBERSHIP (7th October 1986)**

*** SUZUE-PSA COLD STORAGE PTE LTD**
Mr N Koizumi
43 Keppel Road
Singapore 0409
Tel: 2239351

**** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO**

*** KOADENKO (S) PTE LTD**
1 Selegie Road #06-09
Paradiz Centre
Singapore 0718
Tel: 3395151
Tlx: RS 35810
Fax: 3398558

*** NIPPON STEEL CORPORATION**
16 Raffles Quay #11-01
Hong Leong Building
Singapore 0104

*** YAMAICHI MERCHANT BANK (SINGAPORE) LTD**
138 Robinson Road #21-01 & #20-01
Hong Leong Centre
Singapore 0106

*** SHOKO CO LTD**
315 Outram Road #14-02
Tan Boon Liat Building
Singapore 0316
Tel: 2256231
Tlx: RS 42777 SKSBEN
Fax: 2254582

*** THE CHIYODA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD**
143 Cecil Street #17-01
GB Building
Singapore 0106
Tel: 2246759
Fax: 2247296

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* DIATRANS FREIGHT FORWARDERS PTE LTD

From Mr T Okayama to Mr Y Seshimo

* O. D. S. NAGASAKIYA PTE LTD

From Mr T Kayama to Mr Y Murakami

* ITOKI SUSTEMS (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr H Sakimura to Mr Y Kanehara

* THE TOKIO MARINE & FIRE INSURANCE CO (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr N Mochizuki to Mr T Kobayashi

* KAWASHO CORPORATION

From Mr A Sakashita to Mr H Mori

* RESTAURANT SUNTORY PTE LTD

From Mr S Mito to Mr T Noguchi

* TOSHIBA MACHINE S. E. ASIA PTE LTD

From Mr H Kabeya to Mr M Takaoka

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* DENTSU Y & R

From DYR Advertising Pte Ltd

To Dentsu Y & R

* KONICA SINGAPORE PTE LTD

From Konishiroku Photo Ind. (F. E.) Ltd

To Konica Singapore Pte Ltd

* CLAYMORE INVESTMENT PTE LTD

From Tokyu Land Corporation Singapore Pte Ltd

To Claymore Investment Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	S\$15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
.....	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5
経済拡大奨励 (所得税免除)法 <改訂版・原文付> (会 員)	S\$30
.....	(非会員) S\$35

租税・税制

所得税法 <改訂版>	(会 員) S\$25
.....	(非会員) S\$30
所得税法・1985年改正法	S\$ 5
法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5
関税法 (第133編) 関税令 <1985年版>	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974年	S\$ 5
法律 19 号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
.....	(非会員) S\$70
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
憲法改正法 (1984, 1985年)	S\$ 5
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
シンガポール共和国会社法・1984年改正法	(会 員) S\$20
.....	(非会員) S\$30
事業登記法 (1973年法律第36号)	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員） S\$ 2
.....	（非会員） S\$ 3
ホテル法	（会 員） S\$ 5
.....	（非会員） S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$20
中央厚生年金法（改訂版）	S\$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1985／86年）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30
月報（各月号）	S\$ 8
「最近の労働条件」実態調査報告書（1985年6月）	（会 員） S\$10
.....	（非会員） S\$20
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30

編集後記

シンガポールの経済活動は年初予想されたよりやや持ち直してきたようです。

一つには円高により日本が競争力を失った部分だけ NICS 諸国が代わりに輸出できる環境が生まれた事ともう一つはシンガポールの新経済政策が効果を生み始めているためと思われます。電気関係の日系企業はほとんど新規投資に踏み切っており、シンガポールは日本企業の海外輸出拠点として益々重要になってきました。

しかし、他の NICS に比較して労賃の高さから来る価格競争力にかなりの差があり、目下、政府主導で賃金凍結を推進しています。しかしながら、生産性基準原理を導入し、企業及び個人のパフォーマンスに基づいて賃金を決定する FLEXIBLE WAGE SYSTEM が NWC（全国賃金審議会）のワーキング・コミッティで鋭意検討されていることもあって、新賃金体系の発表まで賃上げ交渉の中断を余儀無くされている企業も少なくありません。

新賃金体系はシンガポールの国際競争力を回復する重要な鍵を握るものと考えられますので、私達としては FLEXIBLE WAGE SYSTEM に関する提案が一日も早く公表されることを願ってやみません。

今月は以下の経済関係記事を中心に編集致しました。

(1) 在星日系企業の現勢について

(2) 当面のシンガポールの経済運営 —リー通産大臣代行に聞く—

(3) 新しい優遇税制の概要

今月号の担当は、小林（伊藤忠商事）、高士（ジェトロ）、村井（時事通信）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27 / 4 / 86

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C.P.F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106